

令和8年6月30日

(2) 緊急消防援助隊設備整備費補助事業

【飯村会計課長】 それでは、本日2つ目の「緊急消防援助隊設備整備費補助事業」について議論に入ります。

ここからは、明治大学専門職大学院ガバナンス研究科専任教授、出雲明子先生に御参加いただきます。よろしくお願いいたします。

それでは、初めに担当部局から、10分を目途に資料に沿って説明をよろしくお願いいたします。

【説明者】 消防庁でございます。よろしくお願いいたします。

それでは、お手元の資料に基づきまして、「緊急消防援助隊設備整備費補助事業」について御説明を申し上げます。

表紙をおめくりいただきまして、右下1ページでございます。緊急消防援助隊の概要というところでありますが、御承知のとおり、ここ数日でも、大きな地震、大雨等、相次いでおります。緊急消防援助隊の目的のところですが、地震等の大規模・特殊災害発生時における人命救助活動等を効果的かつ迅速にする消防の援助体制を国として確保するということを目的としております。その下ですが、阪神・淡路大震災での教訓を踏まえ、平成7年に創設されまして、平成16年の消防組織法の改正により法制化されているところです。

概要のところですが、総務大臣がこの隊に係る編成及び施設の整備等に係る基本的な事項に関する計画を策定しまして、計画に基づいて消防庁長官が部隊を登録すると。大きな災害が発生した際には、消防庁長官の指示または求めにより部隊が出動すると。今年の4月現在で、そこがございますとおり、20小隊等、6,971隊、隊員数にしますと2万6,368人が登録をされております。

右下2ページですが、消防の広域応援における国・都道府県・市町村の関係ということでありますが、まず、左上が通常の火災・事故・災害ということで、消防組織法の消防は市町村消防責任の原則ということで、災害が発生した市町村が対応するというのが原則であります。その上で、隣接市町村による相互応援が規定されている。

大規模な火災になってまいりますと、左下のところですが、都道府県の対応ということで、県内応援、都道府県内の相互応援協定による応援、あるいは都道府県知事による市町村長等

への指示等々が規定をされております。

さらに、より大規模な火災・事故・災害になりますと、右側にいきまして、国の対応として緊急消防援助隊というものが出てくることになります。消防組織法に基づきまして、消防庁長官の指示、求めによる全国規模の緊急消防援助隊による応援が発生するということがあります。この緊急消防援助隊は、各消防本部が現に有する人員や車両の中からあらかじめ部隊を登録しておくものでありまして、通常の消防の外にあるというものではないということでもあります。

被災県知事から応援要請があつて、長官の求め、指示で出動すると。例えば今後想定される南海トラフ地震等、大規模な災害になりますと、全国からの出動が想定されるということでもあります。

続きまして、3 ページですが、関連する法体系ということで、若干前述もいたしましたけれども、消防組織法の中に、長官等の措置要求、あるいは緊急消防援助隊の定義、それから、今回の補助金の根拠でございます第49条、国の負担及び補助、あとは無償使用、そういったような規定がございます。

直近の事例ということで、右下4 ページですが、大槌町の林野火災、今年の4月に御記憶の方も多いと思いますけれども、大規模な林野火災がございました。左側に消防庁による緊急消防援助隊の部隊運用を時系列で書いてございますが、4月23日、発災の翌日に、緊急消防援助隊の出動の求めを長官、これは翌日24日に指示に切り替わりましたが、出動をいたしまして、その下の※のところですが、かなり延焼したということもありまして、部隊を増強しまして、12の都道府県から、具体的にはその下に載っておりますが、緊急消防援助隊が最大1,200人規模で出動しまして、地元の本部を含め1日当たり最大1,400人規模で活動をしたということでもあります。右側に地図もございますが、市街地への延焼拡大を徹底的に防御して、被害を食い止めたということもございます。

こういった緊急消防援助隊の出動はどれぐらいあるのかということなんですが、次の右下5 ページであります。東日本大震災以降、平成7年の創設以来48回の出動ということで、黄色いところが指示ということになりますが、東日本大震災以下、御記憶にあるような大きな災害が並んでいると思います。令和に入りまして、下半分あたりですけれども、令和元年8月の大雨に始まり、ここにありますとおり、熱海市の土石流災害ですとか、能登半島地震や奥能登の豪雨、それから大船渡市及び直近の大槌町の林野火災まで、かなり多くの大規模な災害で緊急消防援助隊が出動いたしまして、国民の人命、財産の保護に当たっていると

いうことでございます。

6 ページから補助金の御説明であります、これは補助金の概要ということで、概要のところですけども、緊急消防援助隊設備の整備に必要な経費の一部補助ということで、根拠法令は消防組織法の第49条第2項です。そこにありますように、ポンプ車、救助工作車、ヘリコプター、消防艇とか、あと各種の資機材、そういったものが補助対象になっております。補助率は2分の1、予算は今年度予算で54.9億円ということであります。

7 ページが関連の規定でありますけれども、消防組織法の第49条第2項は、緊急消防援助隊に係る経費は予算の範囲内において国が補助するものとするという義務規定になっております。やはりこれは国として緊援隊として登録された部隊の一定の能力水準を確保するという趣旨でこういった規定になっております。

補助率につきましては、その下の政令で、第6条第2項の一番下のところですが、基準額を設けておりまして、総務大臣が定める基準額の2分の1ということで補助率が規定されております。

8 ページですけども、予算の推移であります、当初予算は令和5年度から並べておりますが、ずっと49.9億円で、令和8年度から物価上昇等を踏まえて54.9億円ということになっております。繰越しはBのところですが、御覧いただいたように、一定程度出ておりますが、一番下の不用額を御覧いただきますと、繰越しは出ておりますけれども、不用額についてはほとんど出ていないという状況であります。

一方、地方からの要望額というのは、一番下、Eについておりますが、例えば今年度、令和8年度あたり、令和6年度もそうですけれども、予算を一定上回る御要望をいただいているという状況になっております。

9 ページですけども、最初に少し申し上げました基本計画の改定の概要ということで、緊急消防援助隊の基本計画は総務大臣が消防組織法に基づいて策定すると。現在、2丸目のところですけども、おおむね5年ごとに改定しておりまして、今、第5期基本計画が令和10年度までの期間で策定をされております。この期間中に、目標隊数が6,600隊だったものを、令和10年度までに7,200隊に増隊を図ることを目標としております。

また、新規部隊、技術革新等を踏まえて情報統括支援隊ですとか、あと、やはり隊員の安全管理が第一でありますので、安全管理を専門的に行う部隊ですとか、そういった新規部隊の創設、あるいは最近の災害時の課題への対応を踏まえた運用面の見直し等を行っております。

10ページは、先ほど申し上げました増隊の部分をもう少し詳しく説明してある資料であります。前の第4期の計画では、南海トラフに対応するということで6,600隊を目標としておりました。それに加えて、風水害が同時に発生した場合の応援体制に懸念があるということで、主要3小隊で、消火・救助・救急の小隊を私どもは主要3小隊と言っておりますが、おおむね450隊、あと、新たな部隊でおおむね100隊、その他、長期化や情報収集といった課題に対応するために増隊をしまして、これでおおむね600隊の増隊を目指しているということでございます。

11ページは隊数の推移ということでありまして、黒が実際の登録隊数、赤が目標隊数ということになっておりますが、一番右側を御覧いただきますと、7,200隊の目標に対して6,971隊ということで、黒が徐々に、始まった平成7年に比べれば、かなり増えてきているという状況でございます。

12ページはこの補助金によります基本計画の中での目標整備を念頭に置いている規模の資料でありますけれども、そこにありますとおり、車両であればポンプ自動車以下、そういった台数が513台等ございますけれども、こういった台数をこの補助金で整備するということを計画とリンクさせて考えております。また、ヘリコプターと消防艇については2機、2艇ということです。右側に2年たちました昨年度令和7年度までの交付件数を書いてありますけれども、5年のうち2年終わったところで、若干もちろん車の種類によって差はございますけれども、おおむね4割から5割程度の整備が進んでいるという状況になっております。

13ページは、細かい表で恐縮なんですけれども、これは細かい中身を御説明するというよりは、こういった形で、例えば左上の消防ポンプ自動車と言いましても、かなり細かい型に分かれておりまして、その型ごとに大きさとかいろいろ型があるんですけれども、基準額を定めておりまして、この基準額の2分の1が補助金となるということで整理をしております。例えば事業費の金額が仮に非常に多くなったとしても、この基準額の2分の1しか補助はいたしませんので、そこで一定財政的な歯止めもかかっているのかなということでございます。

最後、14ページですが、アウトプット、アウトカムを整理させていただいております。一番左、アクティビティとしましては、先ほど申し上げました令和10年度に7,200隊ということで、まずアウトプットとしましては、各年度の予算に係る交付決定件数を目標としまして、それがその年度のうちにどれぐらい完了したかということを一応置いておりま

す。

それから、短期アウトカムにつきましては、その中で細かい資機材等を除きました、隊に直結する車両等ということで、各年度予算の車両等の目標値、交付決定件数を目標値といたしまして、実際に事業がどれぐらい完了しているかというものを短期アウトカムとして置いております。

中期アウトカムとしましては、先ほど来申し上げております7,200隊ということで、それに向けてどういった状況にあるかというのを中期アウトカムとしております。

長期というのは、令和10年度末まで、11年以降については、災害の状況等が御案内のとおりかなり変わってきて、対応とか規模も変わってきておりますので、現時点でなかなか長期を見据えるというよりは、令和10年度にまた当然これを見直すということを考えておりますので、そのときにしっかり検討させていただくということで、長期アウトカムについては御覧のような記述になってございます。

御説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

【飯村会計課長】      ありがとうございました。

では、本事業の論点について説明をいたします。まず1つ目が、効果検証を強化し、成果に基づく制度運営へ転換すべきとの観点から、効果発現経路の順序やアウトカム指標の設定は適切なものとなっているかでございます。

2つ目が、政策目的と手段を精査し、公平で目的に即した政策設計・運用を徹底すべきとの観点から、本補助金の対象となる設備への交付決定は、自治体からのニーズ、近年における出動実績、災害リスク等を踏まえ、適切に行われているかでございます。

3つ目が、緊急消防援助隊の増隊により増員された隊員の人件費については、交付税等で適切に措置されているかでございます。

それでは、議論に入ります。まず1つ目の論点に関して、1つ目のポツについて、赤井先生から説明をよろしくお願いいたします。

【赤井先生】      1つ目の論点は、特に14ページのロジックモデルのところに近いと思うんですけども、幾つか課題があると思うんですが、後のポイントにも書かれていますので、まず私のところの1つ目で、増隊していくということですけども、日本全体を見ながらどういうところにどう増隊をしていけばいいのかというような視点は、このアウトカムの中にはない。例えば2ページのところで地図がありますけれども、大規模のときには遠くからも行くと言いながらも、遠くから行くと時間もかかることになるでしょうから、日本全体を

踏まえた上でバランスよく増隊していくという視点も必要かなと思うんですが、その辺りいかがでしょうか。

【説明者】 増隊をしていくときの地域的なことかと思いますが、まず前提としまして、緊急消防援助隊は、先ほど説明にもございましたが、通常の現有部隊の中の何割を登録しているということでございますので、今、御指摘のように、重点的に増隊ということになると、特定のエリアだけ登録割合が上がるというような形になろうかと思います。実際、仮に増隊したところで、災害が起こった場合には、そこの消防隊は地元の消防隊として地元の救助に当たりますので、仮にそこの登録割合が上がっていたとしても、よそから来れる緊急消防援助隊の隊が増えるかどうかという話もございます。そういう意味で、今、我々としては……。

【赤井先生】 今の時点では、地域別の割合はバランスが取れているんですか。

【説明者】 今、現時点ですと、現有の大体3割ぐらいで登録されています。

【赤井先生】 それは全国でバランスが。

【説明者】 はい、大体見ると、ということです。

【赤井先生】 そちらのほうが望ましいというような感じですか。

【説明者】 現時点だとそういう考えでございます。

【赤井先生】 大丈夫です。

【飯村会計課長】 続きまして、2つ目のポツについて、出雲先生からよろしく願いいたします。

【出雲先生】 出雲です。よろしくお願いします。

目標値をいただいているんですけども、小隊の編成を1ページにいただいておりますが、これを見ますと、一見少ないといったようなものも見受けられます。第5期の計画の中で、主要3小隊であるとか、また、複数を束ねた100の増隊であるとか、そういった目標の記載はしていただいているんですけども、効果発現経路の中で、小隊別の目標値を設定するといったようなことはできないのだろうかというのが疑問です。

【説明者】 すみません、隊種ごとのということでございますけれども、我々は基本計画の中で7,200隊というのを目標にしてございますが、そのブレイクダウンといいますか、7,200隊の中の、例えばどの隊を何隊程度という表も基本計画の中にございますので、そういうものを活用するとか、そういったことであれば可能なのかなとは思っております。

【出雲先生】 分かりました。現時点では効果発現経路にはなくて、事業の完了とか、そういったことになっているんですけども、目標管理していくことは可能ということとし

ようか。

【説明者】 はい、そうかなと思っています。

【出雲先生】 もう1点別の件で関連してお伺いしたいんですが、補助金の効果を把握する必要があるのではないかと思います。例えば前回、情報統括支援隊の補助金がどれに当たりますかとお問合せをしたことがあったんですけども、直接補助金に結びついて編成される小隊と、補助金を受けて間接的に促されていくようなもの、また、補助金とは別に編成されていくようなものが、この小隊の中にあると理解しました。そうすると、補助金の効果を捉えるという観点からすると、ダイレクトに結びつくもの、それが先ほどの実績、予算の推移で、実績の充足率が記載された、12ページに記載していただいた充足率になるんだと思うんですけども、補助金の効果を直接的に把握するという意味での指標という観点ではいかがでしょうか。

【説明者】 おっしゃるとおりでありまして、例えば緊急消防援助隊の中で一番典型的な事例ですと、特殊なテロ対策といいますか、NBCとかCBRNEとか、よく危機管理の世界では言うんですけども、あとケミカル、化学とか、バイオ、生物とか、そういった特殊なテロに対応するための機材あるいは車両も当然配備しておかなければならないんですけども、これはなかなか、何といいますか、消防ポンプ自動車とか救急車と比べると使用頻度が低いという中で、どれを補助の対象にするのか。あるいは、先ほど少し申し上げましたが、緊急消防援助隊の車両整備の中に、補助金だけではなくて、消防庁で直接調達をしまして、消防本部に貸し付けて無償使用していただくというようなものもございます。

そういった中で、この補助金として何を目標にするかという御指摘ということであれば、まさに御指摘の12ページにありますとおり、やはりいわゆる主要3小隊と言っておりますけれども、例えば消防ポンプ自動車は消火ですし、救助は救助工作車ですし、救急は救急自動車ですので、これが主な補助金の対象にはなっております。この補助金だけで緊急消防援助隊7,200隊までの増隊、あるいはその更新といったものを賄っているということではないという中で、この補助金の目標の設定の仕方としてどのようなものが考えられるかというのは私どもも考えたいとは思いますが、そういう事情があるということは御理解いただければと思います。

【出雲先生】 以上です。

【飯村会計課長】 出雲先生、ありがとうございました。

それでは、3つ目のポツにつきまして、西出先生のほうからよろしくお願いいたします。

【西出座長】 すみません、これは教えてほしい部分もあるんですけども、14ページの効果発現経路のことです。今の出雲先生の話にもあった補助金の効果というところで、この補助金がどう効果を上げていくのかという視点に立ってこの指標を見たときに、アウトプットは申請によっての交付件数です。交付するということが決まった段階で、車両を何台買うのか買わないのか、それから、登録されるかされないのかというのは既に決定されている前提だと、前回の説明で私はそう解釈しました。

そうなってくると、アウトプットから中間アウトカムの話というものが、補助金の効果という経路としてなじむのかどうかというところです。もう既に交付の段階で全て分かっているという話と、この3つの指標がそれぞれ発現経路としての指標なのか、この事業の物差しとしていろいろな見方から見たときの指標なのか。すなわち、この3つの指標に因果的な連鎖があるかどうかということを考えると、私が考える限り、この3つの指標が因果的連鎖で結ばれているというのは分かりづらいところがあると思っています。その点という意味で、この指標の妥当性というものについて教えていただけたらと思っております。

以上です。

【説明者】 御指摘のとおり、このアウトプット、短期アウトカム、特にその2つかと思うんですけども、これに関しましては、やはり危機管理系はなかなか具体的に効果発現というのをどういうふうに表現するかというのはそんなに簡単ではない中で、私どもとしては、ここにお示ししたとおり、やはりちゃんと決まったことを執行しようという考え方で、決まったことがその年度の中でどれだけ完了するかという観点で今設定しているんですけども、やはり先生御指摘のとおり、それが補助金の効果発現という観点からどうなのかという御議論は理解をするところでありますので、先ほども出雲先生からも御指摘をいただきましたけれども、例えばこの補助金で、この5か年計画の間にどれぐらい車両なんかを整備するかというのは今日の資料でもお示しをしておりますし、それを、言わば目標のように設定して、それに対してどこまで実績が上がっているのか。例えば、そういったような形でアウトカム指標を置くですとか、そういったことは私どもも検討は十分可能なというふうに思っております。

【西出座長】 ありがとうございます。もちろん、こういう事業に対して、効果発現経路をビジュアル化しろということは非常に難しいなということは、重々御説明を受けた上で改めて感じ取ったところではございます。そういう中で、指標の在り方として、これが悪い、いいという議論よりも、短期中期という言葉にこだわらず、指標としてこういうのを見てい

くんだみたいな説明があると、一見分かりやすいのかなと。こちらは、見るほうが、効果発現経路というものが、あくまでもアウトプットがあって、そこから不確実性の仮説の下でアウトカムがこう変容していくんだという形のみでこれを見ること自体も、また問題があるかとも思いますので、その辺はどう申し上げていいのかは、ちょっと言葉を選ばないといけないんですが、柔軟に対応するのであれば、柔軟に対応している在り方についてのコメント等もあったほうがいいのかもしれませんね。

以上です。ありがとうございます。

【飯村会計課長】 議論の途中ではありますが、有識者の先生方におかれましては、御議論をいただきながらコメントシートへの記入のほうについても併せてよろしく願いいたします。シートについては、15時25分頃を目途に回収をさせていただければと考えております。

続きまして、2つ目の論点に関しまして、この1ポツと2つ目のポツにつきまして、鈴木先生のほうからまとめて御説明のほうをよろしくお願いいたします。

【鈴木先生】 私の理解が間違っていたら言ってほしいんですけども、この補助事業の目的は、緊急消防援助隊というシステムを充実、拡充していくことであると。そのために、隊の登録を増やしたいと。1つ機材を補助すると、その1つの機材に対して人員が張りついて、それで1つの隊になるんですという御説明いただいたと思うので、補助金が交付されれば登録が進むと。それは自治体の側からすると、これ以外に、一般的なこの消防機材に対する特定の補助金というのがないので、自分たちの消防機材を充実、拡充するための貴重な資金源という意味でのインセンティブになっているだろうというのは私の理解です。

そのときに、先ほど御説明があったように、大体平均で3割ぐらい、そんなに格差なく現有資材の3割が登録されているということであると、大体満遍なくというのか、補助が行き渡っているのかなとも思うんですが、一方で、現有機材というのが、各地方公共団体において必要な規模そろっているのか、十分な規模そろっているのか、老朽化とかどうなっているのかという状況がちょっと気になっており、要するに、もともといっぱいあるところ、潤沢に新しい機材がいっぱいあるところであれば、この補助金抜きでも登録して協力することは十分可能であると。ただ一方で、そういう財政的に豊かな地方公共団体というのは、いわゆる補助裏のお金も出しやすいので、補助へのアプライもしやすいという状況がひょっとしたらあるかもしれない。そういう意味で、消防庁さんは、多分そういう全国の地方公共団体における消防体制というところにも多分気を配る立場にいらっしゃると思うので、そう

いうところを考慮した上で、交付決定を適切に行っているのかというところが一番気になっていると。

2 ポツ目は、さっきの前提のところ、そういう意味でウィン・ウィンとなっている、いいスキームになっているんですかねということを確認しておきたいというのが大きい問題意識です。それを踏まえて、1, 2についてコメントというか御意見をいただければと思います。

もう1個、僕、忘れていたというか、意識になかったんですけど、消防機材も多分耐用年数というのがあるんだろうなと。例えば、この補助金で導入した機材、耐用年数過ぎたら使えませんとなる。そのときに、緊急援助隊の登録がどうなるのか。解除するという形になるのか、それとも、一旦補助事業で1台入れたら、未来永劫、登録はほかの機材に変わろうともやっておいってくださいねという仕組みなのか、ちょっとどうなっているのかなと。それによって、この補助金の位置づけも若干変わってくるかもしれないので、それもちょうと併せて教えていただければと思います。

以上です。

【説明者】 まず、この補助金の趣旨というようなお話も、今、鈴木先生からいただいたと思うんですけども、御指摘のとおり、御理解のとおりでございまして、この補助金の趣旨は、やはり国として緊急消防援助隊の一定の能力の水準を確保するという意味で、国として補助金を出していますと。一方で、この補助金を活用して整備した車両なり資機材というのは、その補助対象先の自治体はふだん使いもできるという。ただし、緊急消防援助隊としてしっかり登録をしていただいて、有事の際といいますか、大規模災害のときには、それは緊急消防援助隊として指示なり求めがあったら出動してくださいということでありますので、これは車両とか資機材に補助するということでありまして、人に関しては、先ほど説明もありましたけれども、これによって人が別途採用するとか増えるとか、そういうことではなくて、現有の消防本部の隊員が、言わば登録されるという形になっています。この登録については、車両等の登録、やはり一定期間は、先ほどありましたが、登録をしてくださいということで、期間、5年以上登録はしっかり維持、この補助金で整備したものはしっかり維持してくださいということでやっておりますと、あと、当然その更新の場合が出てきますので、その更新のニーズとかは、自治体のニーズをくみ取って、交付決定をしているということであります。

なので、市町村自治体との関係で言いますと、ふだん使いできるということで、自治体へ

の動機づけにもなっていると思いますし、国として、緊急消防援助隊の一定水準をしっかりと確保するという意味でも、国にもしっかりとメリットある。両方とも、それでいいのではないかと趣旨で運用しております。

ちょっと補足があれば。

【鈴木先生】 ごめんなさい。要するに、そのときに、各地方公共団体における現有勢力が、適切なのかどうなのかという基準があるかどうかとも分かりませんが、そういうところに目配りをすべき、するんだという立場もあるでしょうし、それはもう地方の問題だから知りませんというポジションもあるかと思うんですけど、その辺についてのお考えもちょっと教えていただけますか。

【説明者】 ありがとうございます。この補助金というところから若干離れますけれども、私ども消防庁として、各消防本部に対して消防力の整備指針というものを別途お示しをしております。例えば人口何人当たりであれば救急車はどれぐらいですかとか、消防ポンプ車はどれぐらいですかとか、そういった規模ごとにこれぐらいは車両とかを配備、もちろんその地域によって事情が違いますので、そこに各消防本部、自治体で増やすなら増やすという形で、あるべき車の車両数であるとかというものを各本部で持っていていただきますので、通常の消防活動における整備というものを、我々管理といいますかお願いをする立場としましては、そういった形で各本部にお願いをしているということになっております。

それと緊急消防援助隊の関係ということでいいますと、これは若干繰り返しになりますが、この緊急消防援助隊の補助金で整備したのもその整備指針の中にある通常の各消防本部における消防活動に使っていただいてももちろん構いませんので、そこにもしっかりと入っております。おりますが、有事の際には緊急消防援助隊として出動してください。そこで、緊急消防援助隊の登録が非常に多くて、有事の際にそこに全部取られてしまって、地元の消防力が落ちるというのも、これは困りますよねという論点があるというのは、先ほど御説明をしたとおりでありまして、消防全体の構造としては、そういった形になっております。

【鈴木先生】 ごめんなさい。指針の充足状況についての把握というのは、消防庁さんとしてやられるんですか。

【説明者】 毎年調査をしてやっております。

【鈴木先生】 特にそこで問題は生じていないという認識でよろしいんですか。

【説明者】 私どもとしては、特段問題は生じておりませんし、全国各地で適切に消防活

動をやっていただいていると思っております。

【鈴木先生】       ありがとうございました。

【飯村会計課長】     ありがとうございます。

続きまして、3つ目のポツと4つ目のポツについて、まとめて滝澤先生のほうから御説明  
よろしくをお願いします。

【滝澤先生】       御説明ありがとうございました。国として広域応援体制を確保する重要な  
事業であるというふうに思います。

私から、やや重複しますが、2点端的にお伺いしたいんですけれども、第5期基本  
計画で示されております目標整備規模と交付実績の間に進捗の差が見られるかと思うん  
ですけれども、この進捗の差というのは、災害リスクとか老朽化状況に基づく優先順位の結果  
なのか、あるいは自治体側の申請状況に左右されているのかを確認させていただければと  
思います。

といいますのも、国として必要な能力を整備する事業である以上、自治体からの要望を受  
けるだけでなく、災害リスク、広域応援上の空白ですとか既存装備の老朽化とか、あるい  
は過去の実働実績などを踏まえた配分基準が必要であると思われるのですけれども、この  
点いかがかというのが1点目です。

もう1点は、近年における緊急消防援助隊の出動事例におきまして、本助成金で整備され  
た車両等の活用実績、使用頻度等のデータを分析することで、今後の配分方針に生かせる余  
地があるのではないかと思うんですけれども、いかがでしょうか。

以上、2点です。

【説明者】       まず1点目でございますが、12ページの進捗率のお話かと思えますけれど  
も、確かに若干差異はございますけれども、43.1から23.5ということかと思えますが、  
我々としては、ある程度は順調に進んでいるのかなとは思っているんですけれども、何でこ  
ういった差異なりが発生するか、これは御理解のとおり、もちろん我々としてどこを優先し  
て配分する、先ほど来申し上げた主要3小隊、あと後方支援小隊の増隊というものを、まず、  
やはり主力ですので、推進したりとか、そういった細かい補助金の配分方針みたいなものは  
当然あるんですが、まさに御指摘のとおり、そのとおり自治体側からニーズが上がってくる  
というわけでもないというところもありますので、そういった中で、調整をしながら、現在  
のところはこういう数値になっているということでありまして、残り3年の中で、できるだ  
け目標に近い形で採択し緊急消防援助隊の登録を進めていきたいということを思っており

ます。

【説明者】 すいません、2点目についてお答えをいたします。車両の活用状況の分析ということでございます。こちらについては、出動回数とかそういったデータは取ってございます。ただ、この辺悩ましいところもございまして、先ほど冒頭の説明でも緊急消防援助隊の出動実績というのは一覧表でお示しをしましたが、例えばですが、直近3例は、林野火災での出動となっております。そうした場合には、当然消火小隊は出るんですけども、例えば救助とか救急は、災害の種別上、どうしても不要であるということもございます。そしてまた、直近でも岩手県で林野火災が多かったということも鑑みれば、東北地方の緊急消防援助隊は結構回数として出ているということもありますので、そういったものを踏まえて、その活用実績を踏まえて交付となると、最近は消火の事例が多かったので救助がいらないのかという話にもなってしまいますし、例えば地域で、東北の活用の回数が多いけど、例えば九州の活用回数が少ないから、九州は採択しなくていいのかとか、そういった、どんな種類の災害がどこで起きるかということもございますので、なかなかそれをダイレクトに補助金の採択に反映させるというのは難しいのかなと考えているところでございます。

以上でございます。

【滝澤先生】 お答えいただいてありがとうございました。

【飯村会計課長】 よろしいでしょうか。

続きまして、3つ目の論点に関して、先ほど読み上げさせていただきましたけども、その問題意識などにつきまして、赤井先生のほうから御説明をよろしくお願いいたします。

【赤井先生】 ありがとうございます。最後の論点のところなんです。交付税の話なんですけども、先ほど言っていたように、この事業は人件費を見るものではないというようなところもあって、ちょっと質問の書き方がまずいかと思うんですけども、その関連のところで質問させていただきたいんですけども、まず、この補助率2分の1ということですけども、これを購入するに当たって、残りの2分の1に対しての交付税措置みたいなものがあるのか。それからあと、買った後、維持費がかかると思うんですけども、例えば隊が整備されたら、実際のあれですよ、この車両に依じてのメンテナンス費用もかかると思うんですけども、その辺りも交付税で措置されているのかというところ。さらに、人件費は、通常の消防員がこれに勤務するということだと思うので、通常時はいないと思うんですけども、出動したときには、特別にそういう、この事業と関係ないかもしれませんが、出動したときに支払う特別な人件費というのがあると思うので、その辺りもどういうふうに措置さ

れているのかというところを教えてください。

【説明者】 まず、御指摘の補助裏のところですが、補助裏に特別な交付税措置というのが何かあるかという、それは特段ございません。自治体によっては、赤井先生お詳しいかと思いますが、過疎自治体とかであれば、補助裏に過疎債を充てたいとかいう自治体もございますが、この補助裏に特段の有利な起債なり交付税措置があるということではございません。

それから、これで整備した車のメンテナンスとかそういったものですが、それも自治体に賄っていただくということでやっておりまして、強いて言えば、一般的な交付税措置というのは消防費の一般的な経費としてあると言えますが、緊急消防援助隊の補助金で買った車に関する特別の交付税措置が維持費についてあるとか、そういうことはございません。

それから、人件費の部分で、出動したときの経費、これもまさに御指摘の、この補助金とは外れますけれども、緊急消防援助隊が出動したときに、やはりその隊員の給料は、もちろん派遣元といいますか、それは通常の消防、派遣元の消防本部の給与が、通常の給与はそうなるんですが、手当とか旅費とか、緊急消防援助隊を派遣するために臨時追加的に必要となる経費、そういったものについては、国の消防庁長官の指示であれば、これは国費ということになります。求めによる出動であれば特別交付税等の措置がございまして、できるだけ自治体の負担を軽減するような地方財政措置はございます。

【赤井先生】 分かりました。ありがとうございます。2分の1が各自治体の負担になっているというのは、日頃災害がないときは、それを自分のところにも活用できるということで、ある程度メリットがあるので、その分の自己負担という部分もありますが、その2分の1が払えないとなかなか整備できないというところで、財政制約も関わると思うので、何がいいのかちょっと分かりませんが、逆に100%にすると、ただだからってどんどん申請が来ても困りますし、その辺のバランスなのかなというふうに思いますし、あと特別な国の要請であれば100%見るというところは適切なのかなと思います。

以上です。ありがとうございます。

【飯村会計課長】 ありがとうございます。この点に関して、西出先生から追加で、もし御質問等あればよろしくお願いします。

【西出座長】 大丈夫です。前回のところで、この事業と通常の人件費みたいなものが連動しているように聞こえてしまったものですから、前回は、それでちょっと確認の説明を今

回をお願いしたいという話でした。今回説明いただいているので、私としては結構です。

【飯村会計課長】      ありがとうございます。有識者の先生方から先ほど記載いただいたコメントシート、出そろいつつあるんですが、記載されていない先生につきましては、記載いただいて御提出のほうよろしく願いをいたします。

【赤井先生】      追加質問があればしていただいていいんじゃないですか。

【飯村会計課長】      どうぞ。今から西出先生にコメントの作成をお願いいたします。その間も御議論いただければと思いますので、よろしく願いいたします。

【赤井先生】      何かあれば。どうぞ。

【出雲先生】      度々失礼します。14ページの目標値と実績、アウトプットのところなんですけれども、目標値が交付決定で、実績が事業の完了となっています。それでどれだけ交付決定した中で事業が完了したのかという、そういう指標だと思うんですけど、この場合の事業の完了というのは、例えば消防自動車ですか、それを配備したら完了なのかなとちょっと思っちゃったんですけれども、完了ってどういう意味になりますか。

【説明者】      御指摘のとおりでありまして、業者から車が納入された……。

【出雲先生】      されたら完了。

【説明者】      そうですね。補助金が確定してというところまで。

【出雲先生】      ということは、結構逆に完了しないものがあるのでしょうか。

【説明者】      最初の御説明でも少し申し上げたんですが、繰越しが一定割合ございまして、これは消防車というのは、ほぼ全ての車がオーダーメイドといいますか、トラックのシャシというんですけれども、その車の土台部分みたいなところに消防車特有の艤装という、それこそはしごを載せたりですとか、はしご車であれば、そういった1台1台が自治体で各本部ごとに、これがまた地理的な条件とかによっても、消防車の細かい艤装部分、例えば水槽をどれぐらいの大きさの水槽にするのかとかいうのも、その地域の水が豊富かどうかというところにもかかってきますし、もちろん寒いところ、暑いところ、雪が降るところとかでも違いますし、消防車は1台1台かなりオーダーメイドで造っているものですから、どうしても時間がかかるんです。既製の車をそのまま買うというわけにいかないんで、どうしても時間がかかってしまう面がありまして、それで繰越しが一定割合発生するというのがございまして。ここのアウトプット、アウトカムに関して、とはいえ、やはりその年度内にしっかり事業を完了する。ここは先ほど少し申し上げましたが、事業執行の観点からちょっと期待しているところがございます、その年度にちゃんと執行を全て終わるということを目

標にするべきではないか、執行を早くするという観点で書いておりますので、こういった形になっているというところがございます。

【出雲先生】 分かりました。

【赤井先生】 僕もそこが気になっていて。ちょっとコメントには書いたんですけど、分からずに、アウトプットと短期アウトカムの違いは、事実上リクエストがあった分に、アウトプットがリクエストになった分に、件数ベースで幾ら応えられたか、その結果、台数ベースでどのぐらい完了できたかという、その違い。だから、件数ベースで100%になれば、アウトカムも台数ベースで100%になると、そういう理解でいいですか。

【説明者】 御指摘のとおりでありまして、言わばその目標値が分母の部分になるわけですが、これが例えば2023年度では546と374というふうにずれていますけれども、これはまさに今、赤井先生御指摘の、374というのは隊で、消防の世界では1車両を1隊という形で見ますので、ほぼ車両の台数が隊と。等というのは、ヘリコプターとかもあるの  
で等になっているんですけど、なので、アウトプットのほうが数が多いのは、それはほかに細かい資機材とかも補助対象にかなりなっていますので、そういった、資機材とかも含めた全ての補助の件数がアウトプットのほうになんていって、とはいえ、まず、アウトカムという意味では、まず、隊をしっかり整備するということだろうから、そこは車両とかにフォーカスを当てた形にしているということなんで今やっておりますけれども、この部分に関しましては、先ほど御指摘もいただきましたし、今からの御指摘にもあるのかもしれませんが、私ども、ここは見直しの検討の余地は十分あると思っておりますので、先生方の御指摘いただいて検討してまいりたいと思っております。

【赤井先生】 細かいところは、中期アウトカムも、成果指標が登録隊増隊数になっていて、実績目標値が、これは分母なので隊数の比率ですね。だから、そこも増隊数よりも、増隊数というイメージですけど、実績のところストックになっているので、その辺も合わせられるといいのかなと思います。細かいところですけど。

知らない人だと読みにくいところがあるかなと思ったので、配慮されるといいかなと思います。

【飯村会計課長】 よろしく申し上げます。

【石田先生】 すいません、ちょっと話題が違ってしまって恐縮なんですけれども、レビューシートのところで、9ページのところに、支出先と入札者数とか書いてあるんですけど、入札者数は、各市とか都とかも、この辺りで本当に177件も入札しているのかというと、

ここは1個1個は分からないという理解でよかったですよということと、何を言おうと  
していたのかというと、先ほど車両が結局その年度内に収まらないのは、それは少し特殊車  
両なので、日をまたいじゃいますというのは理解するんですけども、ネックになって、本  
当だったらば入りたいんだけど間に合わないというようなことがないかとか、あるい  
は担い手がいないかということが、執行率が80%切っちゃっているところの要因とい  
うものが、もし何か、受ける側のそんなに受けられる業者がいなくなっちゃっているとか、  
価格が合わなくなっているみたいな調達面から何かあれば教えていただければと思います。

【説明者】 177に関しましては、すいません、これはちょっと細かいデータはござい  
ません。自治体のほうということになります。

今御指摘の調達の関係ですけれども、やはりどうしてもそのオーダーメイドみたいにな  
って長引いてしまうというのはあるんですが、数字にもお示ししておりますが、とはいえ、  
繰越しまで至っていないもののほうも一定数ありますし、むしろそのほうが多いというふ  
うにも思います。調達の実態とかも、もちろん我々各消防本部からお話も伺っておりますけ  
れども、業者不足であるとか価格が合っていないとか、そういったお話は伺っておりませ  
ん、やはりどうしてもオーダーメイドになってしまうので、言わば自治体側のこだわりもあ  
って、納入がやや遅れてしまう傾向は、それはあるというふうには伺っておりますし、それ  
は自治体側もある程度は認識をした上でやっておりますので、どの年度にどの車を更新す  
るかというような計画も、それはある程度織り込んだ上でやっておりますので、御指摘のと  
おり、執行率が8割切っているというのはもうおっしゃるとおりなんです、一方で、不用  
額はほとんど出ていないということでもありますので、仮にもう不用になってしまうとい  
うのがたくさん出てくればというふうに思っておるんですが、今のところ、執行は繰越しが  
一定割合はございますが、大きな問題にはなっていないというふうに我々は思っておりま  
す。

【飯村会計課長】 よろしいでしょうか。

では、そろそろお時間となりましたので、西出先生のほうから取りまとめコメント案の発  
表のほうをよろしく願いいたします。

【西出座長】 それでは、取りまとめの内容を報告させていただきます。

まず、1つ目の効果の発現経路、アウトカム指標の関係でございます。これは、いわゆる  
補助金の交付と、それから登録の話、小隊編成の話、これが、多分いろいろな団体等によっ  
て違いがあらうかということで、一律には議論できないということが大前提にあると思

うという中であえて申し上げるんですが、複数の先生からやはりアウトカムの関係性、中期長期が近いとか、あとはアウトプットと短期アウトカムが重複しているとか指摘がございました。

したがって、そういう背景の中で述べさせていただく深掘りのコメントとしては、もう少し消防の能力や体制、こういうものにフォーカスした何らかの発言経路の書きぶりというのはあるのではないかというコメントをいただいております。

それは例えば、小隊別の在り方とか、隊員数、車両、機材等の整備の状況等々も踏まえた上で、どこまで書けるか否かというものはいろいろ議論あるかと思いますが、こういうところも視点に入れたらどうかというようなコメントを頂戴しております。したがって、この発現経路について、再検討もしくはより丁寧な記述というものが今後求められるであろうというふうにお考えいただければよろしいかと思います。これが1つ目です。

2つ目です。いわゆる自治体からのニーズ等々を踏まえた上で、この交付決定が行われているか否かという点での議論なのですが、これまでのデータに即して、今後の配分計画、方針等々に反映させることが理想であるというところでコメントを具体的にいただいておりますが、全体的には、自治体等々の実態、現場の実態等々を踏まえて、そういうものを今後の登録に係るといいますか、この補助事業に係る背景にあるような計画等々において、このような計画を更新していく際の大きな材料として使っていくことも検討していただければというふうにお考えいただきたいということでございます。

最後に、3つ目の人件費の件ですが、これは前回の話と今回の話で、疑義等のところは非常に解決したと思っております、各先生方からも特にコメントを頂戴しておりませんということで、こちらについては、あえて我々からは何もないというふうにお考えいただければと思います。

以上です。

【飯村会計課長】      ありがとうございます。ただいまの取りまとめコメントについて御意見などございますでしょうか。

それでは、特段御異論がないようでございますので、御提示いただいた取りまとめコメントのとおりとさせていただきます。活発な御議論ありがとうございました。

では、先生方からの御指摘を踏まえまして、最後に、担当部局から一言よろしくお願いたします。

【説明者】      御議論、誠にありがとうございました。私どもも大変勉強になったというふ

うに思っております。

今御指摘いただきましたアウトカムの関係ですとか、自治体のニーズとか、実績とか、そういうものを踏まえてというようなお話、しっかり受け止めさせていただきまして、所要の検討、あと、特にアウトプット、アウトカムの記述もしっかり考えてまいりたいというふうに思っております。私ども、これは極めて重要な補助金であるとも思っておりますし、国民の生命安全保障するという、身体を守る、財産を守るという中で、よりよい運用をしっかりしてまいりたいと思っております。本日、誠にありがとうございました。

【飯村会計課長】      ありがとうございました。それでは、2つ目の事業に係る議論については、これで終了といたします。鈴木先生はここまでの御参加となります。御出席ありがとうございました。

3つ目の事業につきましては、この後、当初の予定どおり15時50分からの開始といたします。よろしくお願いいたします。